改正前施行規程	一　組合員であつた者の氏名及び生年月日	一　組合員であつた者の氏名及び生年月日	一　組合員であつた者の氏名及び生年月日
第百四十二条第一号	一の二　個人番号又は基礎年金番号	一の二　個人番号又は基礎年金番号	一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］	［略］	［略］

改正前施行規程	［同上］	［同上］	［同上］
第百四十条第一号、第百四十一条第一号及び第百四十二条第一号			

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別紙様式第14号（1）から別紙様式第14号（6）まで、別紙様式第20号、別紙様式第23号及び別紙様式第25号から別紙様式第26号までの様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和七年六月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この命令の施行の際現に存するこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）	（特定共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）
第五十二条の二　［略］	**第五十二条の二**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、特定共済事業協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により特定共済事業等関連苦情の処理又は特定共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。	3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、特定共済事業協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により特定共済事業等関連苦情の処理又は特定共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人	三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ロ　［略］	ロ　［略］